

Title	Liber Albusに現れたる倫敦の經濟生活
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.12 (1926. 12) ,p.1591(79)- 1623(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19261201-0079
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19261201-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は其性質が比較的に新しい事件であつて、非組合員の糧道を遮断するなどの理由に基いて職工は有罪の判決を受けた。一八二四年のパファローの仕立工の事件は信憑すべき記録を存しないが、初期の事件と同様であつて、職人は有罪の判決を受けた如くである (Common's, pp. 163-165; Perlman, pp. 7-8)

以上述べたる處は一八二七年に至る迄のアメリカに於ける労働組合の概況である。當時に於ては単一の職業内に孤立せる組合が設立せられたのみであつて、未だ労働者の間には連帯思想は發展せず各種の職業に従事する者を包括する組合は成立しなかつた。然るに一八二七年フィラデルフィアに數種の職業に従事する者が Mechanics' Union of Trade Associations を組織し始めて中央組合が現はるゝに至つた。此組合は元來純然たる經濟上の團體として十時間労働を要求する目的を以て設立せられたのであつたが翌年より平等市民権を獲得する爲に活動し政治上の目的を有することゝなつた。而して是によつてアメリカの労働組合運動は一新時期を劃することゝなつたのである。

(大正十五年十一月十八日稿)

Liber Albus に現れたる倫敦の經濟生活

野村 兼 太郎

倫敦の歴史に關する研究者が必ず讀まなければならぬ参考書に Liber Albus, Liber Custumarum, Memorials of London の三書がある。(拙著「經濟史研究」第一卷五一頁參照)今これの中の二つ Liber Albus を同書の翻譯編纂者 Henry Thomas Riley に従つて、その大體を紹介しやうと思ふ。殆んどすべてが同氏の Introduction の抄譯・意譯で、二三私見を加へたに過ぎない。因みに Liber Albus の含まれてゐる Munimenta gildhalae Londonensis はその外 Liber custumarum (1320) Liber Horn (1311) であり、最後のものは未だ刊行されず、他の二書が Rolls Series の一部として三四四巻として公刊されてゐる

一

M. Delplé が 界に於いて最も完全なる記録の蒐集を有するものは倫敦の Guildhall であること述べてゐるが (Collection Générale des Documents Français qui se trouvent en Angleterre, 1847. p. lxi) Liber Albus も Guildhall 所藏の記録の一つである。その序文に依つて知り得るやうに一四一九年に編纂され、同年十一月に完成されてゐる。編者は Common Clark 又は Town Clark であつた John

Carpenter であるが、彼に就いて知らるゝところは極めて僅かである。(Thomas Brewer, Memoir of the Life and Times of John Carpenter. 1856) 彼は恐らく Edward III. の御世(一二三七—一三七七)の終り頃に生れ、法律の教養を受け、倫敦市に仕へ、一四一七年四月 Common Clerk となつた。有名な物語の主人公たる市長 Richard Whittington の遺言執行官四名の一人となり、一四三六年には議會に於いて市を代表してゐる。二年の後 Town Clerk を辭し、一四三九年には議員に再選された。その後一四四一年まで何等の記録をも遺さぬ。一四四一年三月八日附の遺言書に依れば、Cornhill の Church of St. Peter に埋葬せらるべきこと、その所有せる土地を他の不動産を教育の目的のために倫敦市に寄附することを等記してゐる。今日の the City of London School はこの遺志に依つて建設されたものである。Brewer の記すところに依れば彼は該博なる知識を有し、探索考究に不斷の勇氣と熱心を有してゐたと云ふことである。

二

John Carpenter の Liber Albus は今日市の役人に依つて Liber Niger として知られてゐる。一五八二年監督(Corptroller of the Chamber) Robert Smith の監修の下に複寫された時又この新しい名稱を有するやうになつたのである。Smith は Court of Aldermen に依つて三十磅の報酬を受けてゐた。この小額の報酬もその仕事相應なものであつたと云へる。何故ならば餘りに誤謬の多いものであつたからである。然らは何故 Liber Albus「白の書物」が Liber Niger「黒の書物」になつたか。恐らく第十六世紀の初期であつたらう。ある熱心なる好事家が Liber Albus が餘りに手垢等で汚れたのに慨して、原本の見返りに Ovid の詩に眞似て「白」の書物今や白ならずと六行の詩を記したに始まる。但し前述の如く Smith の所謂「エリザベス朝の寫」は信頼し得ぬものである。

三

Liber Albus の與ふる文獻上の功獻は少からざるものである。文學上の効は暫く置く。第十三世紀及び第十四世紀の政治史並びに商業史の資料として頗る有用であり、特に Edward III. 時代の外國との戦争に關し多くの資料を有する。さらに英國法制史の初期の部分とも關係するところ少なくない。然し Liber Albus が最も多くの光明を投ずる部分は第十三、第十四兩世紀に亘つて英國第一の繁榮な社會であつた倫敦の習慣や制度、社會状態である。殊に經濟史上に於いて多くの他の都市が倫敦の先例に習ふことの少なくなつたことは一層このことを價值あるものとした。

Liber Albus に依つて明かにされる慣習や制度は Edward I. (1272-1307) の初期から Richard III. (1483-1485) の中頃まで約百年餘りのものである。これ等の時期の間は英國都市生活の規定や法律は殆ど變化しなかつた。工藝技術も全く同一であり、製造業や食糧供給の法制も殆ど同じ特徴を續けてゐた。要するに封建制度が完成し、未だ國民的運動の起らなかつた靜止的狀態にあつた時である。勿論この時代に所謂富有階級の生活程度は著しく増進し、商業も維針盤の渡來と共に發生するやうになり、倫敦だけに就いて見ても、その城壁内に優れた建築物を見るやうになつた。少くとも富有市民の數は増加してゐた。然しそれにも拘らず法制風習の古い蠻風は依然として存してゐた頃である。要するに讀者は Liber Albus の干與するところが英蘭に於いて豐熟せる封建制度の最も繁榮せ

る大都會に於ける狀況であると見て差がないのである。

Liber Albus の記述は頗る亂雜不統一である。今こゝにその内容の一般を略述するに當つて、Riley の述ぶるところに従ひ、次ぎの項目に就いて述べやうと思ふ。(一)都市建築に關する部分、(二)交通その他に關する部分、(三)警察的取締、(四)宿屋、(五)飲料に關する事項、(六)食料品に關する事項、(七)衣類その他に關する事項、(八)商業即ち輸出入に關する事項等である。以下順次に各項目を出来るだけ簡單に説明し以つて當時の倫敦の經濟的生活を明かにしたいと思ふ。

四

古代に於いて少くとも Stephen の時代(一二三五—五四)に倫敦の家屋は大部分全體木造で藁、蘆、又は刈株を以つて葺く、従つて同王の時代大火に際し London Bridge に始まり、St. Paul's Cathedral を燒き St. Clement Danes に至る一帶の家屋を灰燼に歸した。當時の倫敦としてはその大部分である云つてよい。そのために富有なる市民のある者は間壁を砂岩にし、屋根に厚瓦を置いた。然し一一八九年の Fitz-Alwyne の條令に至るまで木造が多かつた。Fitz-Alwyne は初代の倫敦市長であり、この法令は恐らく英蘭最初の建築條令であらう。間壁には砂岩使用を指定してゐるが、その他の部分の材料に就いてはこれを強制してゐない。この條令は僅かの變更はあつたが、第十三、十四世紀に及んでゐる。従つて以下の Liber Albus の記述は同條令下の狀況と見てよい。

家屋と家屋の間壁は厚さ三呎、高さ十六呎の砂岩からなり、屋根は瓦又は葺草(Thatch)を使用し、往來に而して切妻を造る。Fitz-Alwyne の法令發布當時は土間の上に一階、即ち二階建のみであつたが、第十四世紀の初期には所謂三階、四階を發見し得る。こゝに興味あることは當時三階四階をそれぞれ持主を異にし、又恐らく外側から階梯で昇降したらしいことである。即ち修繕その他に關し種々なる爭論を惹起したらしく、終に Edward II. は各所有者それぞれ自己の部分を適當に修理すべしと令してゐる。然し何時から三階以上が出来たか明確な年代は不明である。

建築の細部に亘る描寫は經濟史にとつて重要と思はれないからすべて省略する。この當時使用した燃料に就いて一言すると、最も多く記載されてゐるのは木炭である。地方から供給されたが、倫敦の郊外でも製したらしく手車で市内に運搬してゐる。Richard II. の法令に依ると木炭の價格が規定されてゐる。Michaelmas から Easter までの間は一 quarter 十片 Easter から Michaelmas までは八片とされてゐた。薪の價も市長と年寄(Mayor and Alderman)に依つて制定された。石炭(Sea-coal)——主として Newcastle から海上齎された——も Edward II. 頃から一般に使用されたりしく、同じく市長に依つて任命された計量監督(Meter)に依つて監督された。薪や炭は Smithfield 及び Cornhill で、石炭は Billingsgate で賣られてゐた。

Edward I. の初期に於ける建築業の賃銀を見ると、大工、石工、左官、瓦師及び屋根師(Dauber)等各々殆ど同一程度の賃銀を受けてゐたらしい。Michaelmas と Martinmas (十一月十一日)との間一日四片又は一片半と食事、何れなりと雇主の隨意であつた。Martinmas と Purification (二月二日)は三片又は一片と食事、Purification から Easter までは四片又は一片半と食事、Easter から Michaelmas までは五片又は二片と食事であつた。土曜日と前夜(Vigils)とは一日分を與へられるが、唯夕

方まで働けばよかつた。恐らく晩禱(Vespers)までの意で略午後四時或ひは少し後まで、あつた。日曜日及び祭日には彼等は「何もものをも取らず」と云ふのは恐らく働かなかつたと云ふことであらう。これ等は職人の徒弟又は下賦、泥土工(Mures de terre)も報酬を受けてゐたが、Michaelmas から Easter までが二片 Easter から Michaelmas までが三片であつた。若し何人でも所定額以上の賃銀を支拂つた時には市に四十志の罰金を支拂はなければならず、又これを受取つた職人は四十日の禁錮に處せられた。然しこれ等の賃銀は約七十年後の記述には明かに増加してゐる。石工、大工、左官、木挽の賃銀は日永の時には六片、冬季は五片、但し道具破損代は請求し得なかつた。然し瓦師の賃銀は日の長短に依つて五片半と四片半に増加したに過ぎず、その徒弟(Sarsons)は三片半及び三片であつた。屋根師も五片と四片とで満足し、徒弟は瓦師と同様であつた。

借地人又は借家人と地主又は家主との關係は如何であつたかと云ふに、多少 Edward II. 又は Edward III. の法令中に倫敦市の特權内の借地人はその土地を去るのに、若し年額四十志以下の土地であつたならば三ヶ月以前に、四十志以上の土地ならば半ヶ年前に地主に通告する必要があつた。然らざる時は自己の代りの者を周旋するか、又は三ヶ月或ひは半ヶ年分地代の支拂を必要とした。他方地主も同様な義務があつたが、その不動産(家等)を賣却した場合には借手は實際に何等の特權もなかつた。買手即ち新しい所有主は勝手に借手を拒絶することが出来た。又地主は借手の負債に對し、二ヶ年間の賃料に就いては先取權を有してゐた。

五

都市の往還を清潔に且つ秩序あるやうに維持することは昔も今も同様に困難な事業である。倫敦では汚水や雨水を流出させるための溝の設備は Fitz-Alwene の條令後一ヶ年ぐらゐに一般に往來の兩側に設けられるやうになつた。Chapside の北側が未だ全然明地であつた頃にすでにそこに二條の下水が出来てゐたし、Cornhill の下水に就いても屢々記載されてゐる。往來を清潔にして置くためにも繰返し法令が規定されてゐる。屑、藁、乾草、鋸屑、馬糞その他の屑を除去するに努め、各戸にそれぞれその門前の掃除を命じ、それと共に隣家の前にも塵埃を置かぬやうに命じた。何人も水その他のものを窓より投出することを禁じ、水はこれを下まで持つて来て往來に流がすべきであつた。唯魚屋の汚水はこれを河に流がすやうに規定した Thames 河に向ふ横町及び Castle Baynard から倫敦塔に至る大通りは如何なる妨害物をも置くことを禁じた。仕立屋及び皮革商は毛皮を公道で掃つてゐたらしく、Edward II. の時、日中にはこれを行ふことを禁じた法令がある。

Scavenger は今日の意味では所謂掃除夫であるが、當時は建築の火災に對する用意を調べ、敷石の修復を注意し、さらに往還の掃除を注意する役を行ふ者であつた。眞の掃除人夫に對しては Rakers 又は Rakers の語が使用された。これ等の者が各區(Ward)に數人づゝ雇はれ、塵埃は車で運搬されたが、Edward III. の時に市の負擔で馬二頭引の荷重十二臺をそのために始終維持して置くやうに命ぜられた。

Edward I. の時代に市内に住居する者が「彼等の家内に」(within their houses)豚を飼ふことは隨意であつたが、豚小舎が往來に侵入することを嚴禁した。他の状態から推すとこの許可も唯パン焼に

のみ限られたやうである。多分や、後の法令ではあるが、豚、牛等を都市内に於いて飼養すべからずと規定してゐる。然し Liber Albus 中に Henry IV. の時豚を揚げた魚で飼養した記事がある。唯豚が往來に出たり、假令郊外でもそこらをうろついたりしてゐたならば勝手に撲殺し、敢て賠償の責に任じなかつたのである。實際 Edward I. の時代に豚のために惱まされること甚だしく種々なる話が傳へられてゐる。犬も又監視人なくして往來に出ることは晝夜共禁じられてゐた。但し「紳士犬」(chien gentil) は例外である。即ち大貴族所有の犬を意味するのである。

掲示板や垣根のやうなものが往來に出張ることも少なくなかつたが、これに對しては相當の注意が拂はれ、市長及び年寄が偏頗のないやうに監督した。穴藏の如く入口が往來に面してゐるものも同様の監視の下にあつた。各人は各戸の前に敷石を敷く義務があり、隣家のものと高低があつてはならなかつた。然しこのことが屢々繰返して規定されてゐるところを見ると容易には行はれなかつたと推測されぬこともない。又往來する車、荷車等に就いても一々規定されてゐるが、こゝには省略する。

その他種々なる事柄に就いて斷片的に記載すると、市民に供給する水は Thames 河から一定額で馬車で各地に供給されてゐた。Dowgate 又は Castle Baynard から Cheap までは一臺一片半、それより遠くは二片、それより近くは一片四分の一であつた。勿論市民で個人的に泉や井戸を持つてゐた者もあつた。又 Newgate の Friars Minors の修道院の泉は有名である。公衆の共同便所は澤山はなかつたに違ひないが、全然知られなかつたわけではない。Henry IV. の時に「倫敦城壁の新便所」

に關する規定がある。假面をして倫敦の往來を歩くことは繰返して禁せられてゐる。殊にクリスマスに於いて嚴禁された。當時の風習として、——勿論必要からであらうが、すべての階級の者が日中武器を携へて外出したらしく、倫敦とても恐らく例外ではなかつたらう。然るに Edward III. の時、一三六四年王は一般庶民階級の者が倫敦市内及び郊外に於いて武器を携へることを嚴禁してゐる。又市の法令にも夜武器携帯にて歩行することを嚴禁してゐるが、然し何れも一時的のものであつたらしい。唯如何なる場合でも特別の理由なくして夜行するのは紳士淑女の行動ではなかつた。さらに強盜、盜賊等の豫防又は拿捕のために往來に鐵鎖又は障害を設けてゐた。⁽²⁾ 又年寄及び各區の者が夜馬上警戒の任に當つてゐた。

市門 (the City Gate) のまゝに屋臺があつて商品陳列のために貸してゐた。例へば Ludgate の如きである。門側には下士官 (Sergeant) が自分の費用で雇つた番人 (wayte) と共に住み、夜番をする。日中は武装せる二人の兵士が市の規則に従つて番をするが、これは各區の者の義務となつてゐた。City Gate, Gate of London Bridge, City Posterns は折々一定の者に受負はせたことがあつた。云ふまでもなく入市税徴集の利益があつたからである。

(註一) 例外として挙げられたものは次ぎの如くである。"except the Valettes of the great lords of the land, carrying the swords of their lords in their presence, the Sergeants-at-arms of our Lord the King, of my Lady the Queen, of the Prince (Edward, the Black Prince & 他々), and of the other children of our Lord the King, the officer of the City, and those who shall accompany them for their aid."

(註二) Edward I. の時に規定されたものは "barriers and chains should be placed across the streets of the City, and more especially towards the water (Fleet River), near the Friars Preachers."

六

河川に關しても種々なる規定があつた。何人も Thames の貯水池に船で齎された商品及び葡萄酒の買占をしてはならなかつた。食料品を積載した船舶が終日何も賣らずに停泊することを禁じた。然しこの法令は永くは效力を有さなかつたやうである。Billingsgate 及び Queen Hythe を除いて何處でも夜船舶は停泊することを禁せられてゐた。さらに倫敦市の對岸、今日の倫敦の南部 Southwark 沿岸に停船すると船員は禁錮、船舶は沒收された。これは後にも述べるやうに Southwark は不良地帯と見做されてゐたからである。Edward I. の時獨逸商人は何處からも夜荷揚げすることを禁せられた。Gravesend に至るすべての船舶は倫敦塔の附近 St. Botolph の埠頭で積荷することに定められ、東方から齎される小食料品 (petitz vivailles) も同所に荷揚げされてゐた。Edward III. の時旅行者が旅行鞆 (male, fardel, wallet or panyer) を携へ埠税 (wharfage) なしに上陸し得たのもこの埠頭であつた。

Henry III. の後期に於いて Billingsgate から Gravesend まで二片と定められ、それより後にも船頭は二片以上とつてはならず、又は船全體の使用に對しても London と Westminster との間の何處からでも最高三片と定められてゐた。船頭は船を市の側に縛ぐべきであつて、如何なる事情ありとも日没後反對側に停船し置くことを禁せられたのは、蓋し不良地帯 Southwark あたりから盜賊や

犯罪人が渡航に使用することを恐れたためであらう。船頭は又 Southwark に男女共夜渡船させることを嚴禁されてゐた。

その外河川、濠等の清潔を保つために種々なる規定を令してゐるが、こゝには省略する。當時 Thames 河に架せられた唯一の橋は London Bridge である。今日の London Bridge の直ぐ前の橋であつて初期に於いては一部精橋ひなせであつた。一三三四年頃の記述に Amiens, Corby, Neale 等の商品を通過させるために橋を引いたと云ふ記事がある。

七

警察的取締に關しては甚だ記述が多い。今次に注意に價する事柄に就いてのみ述べよう。重罪人が教會内に逃亡した際には同人が逮捕されるか、適法の役人の前で退國を宣誓するまで隣人は監視する義務があつた。萬一罪人が逃亡した時はその *vicar* は王に百志の科料を拂ふ必要があつた。猶太人は倫敦で埋葬される時 Henry III. の後期には三片半の税を拂つた。然しその後猶太人は甚だしき迫害を加へられ、次代 Edward I. の一二九〇年に英蘭から追放された。従つて倫敦でも猶太人は如何なることあるとも市内に入ることを許さぬと云ふ法令が出てゐる。Liber Horn に依れば追放前にも「猶太教内」(intra Judaismus) ならざる家を猶太人に貸すは不法とされてゐた。

癩病患者は市内に住居することは云ふまでもなく、通行又は乞食をすることも禁じられ、唯これ等の哀れなハ々の代表として一人 (attorne) だけ日曜日に施物を貰ひに教區教會を巡回することを許されてゐた。怠惰者又は病める乞食は市内の住來で乞食をすることを禁せられ、又努力に依つて

生計し得る者が乞食することは屢々法令で禁じてゐる。

今日でも大なる社會惡とされる娼婦の問題は當時に於いても常に種々なる弊害を生じてゐた。Edward I. の時この種の婦人の都市城壁内に住居することを許さず、發見した時は四十日の禁錮を命じた。又當局は名簿を作成し、一定區域内に限つて歩かせた。その後の法制は一層嚴重であつた。是等の婦人の服装も指定された。唯注意すべき一つのことば彼等の大部分が第十四世紀に於いてはフランダース人であつたことである。

London Bridge に於ける市場を爾後禁止するの法令が屢々規定されてゐる。これは古著を商ふ Friperer が、夜店(Evech-pynges)を開く慣習があつたらしいのである。このことに就いては後に述べる。又穀物、家畜、パンその他の商品を買ひに Southwark に出掛けることは禁せられてゐたが、唯材木だけは例外であつた。"fine" と稱せらるゝ木船が Cheap の水道で使用を禁じられたのは水を汚すを恐れためであらう。同様の注意は醸造家が商賣のために水道の水の引用を禁止した點に現れ、ある泉はパン焼きには使用させなかつたのもその一つである。

各商賣に關する諸規則の中次ぎの如きものは注意に價するであらう。Henry IV. の時に床屋(Barbers)は日曜日に仕事することを禁せられ Edward III. の終りに弓師(Bowyers)は弓を Cornhill 及び市内の他の場所に賣る目的で弓を送附してはならなかつた。同王の初期に拍車製造人(Spurrier)は拍車を六片と八片、最良のものも一對十二片を越ゆべからずと規定された。同時代に金細工人(Goldsmith)及び刀やナイフの鍛冶職(Smiths)はその各自の記號を製造品に記すべきであつた。Edward I. の時普通鍛冶の報酬は次ぎの如くであつた。普通の蹄鐵六本釘のものは手間材料共二片半、釘八本のものは二片、蹄鐵の除去は半片、course(駿馬)の蹄鐵を附けるのは二片半、charger(軍馬)のものは三片、除去の手間賃は何れも一片であつた。

馬車や荷車は都市の高官及び役人の士官とその部下(serjants and grooms)に依つて Traventers(貸馬車業者)から何時でも取上げられた。但し市の塵埃を運ぶ車は例外である。最後に労働者に就いて一言すると、彼等の賃銀は相當の賃銀額を規定され、名義上は自由であつたが、實際は極めて束縛されてゐた。一三四八年から一三五一年の大疫病流行の後、労働力不足し、次ぎの如き規定を發布するやうになつた。即ち労働者は疫病以前と同様の條件で仕事に従事し、良民(Donsens)の下僕は従前より多くを要求してはならず、労働に従事せざる職人、労働者は捕縛禁錮さるべしと命令した。Edward III. の勅令にも同様の記述がある。

八

當時客を宿泊させて利益を得る者に二種あつた。即ち Hostlers と Herbergours とである。然しこの區別は甚だ明瞭ではない。前者は客の下僕や馬にも食を給したが、後者はしなかつたらしい。要するに Hostlers は馬に乾草と雜穀を給するものとして記され、Herbergours はさう記してない點が相違するところであらう。かくの如き宿屋を經營する者は大體倫敦の自由民に限られてゐたやうである。然し時に他所者の經營になるものがなくはないが、中世を通じて存する排他的な嫉妬心から、最も便宜な地位 Thames の河畔には許されなかつた。Edward I. の時葡萄牙人及び獨逸人

は宿屋を開くべからず、同國人は市の自由民の宅に宿泊すべしと規定されてゐる。

初期に於いて Hosteler & Herbergour も客を一日一晚以上宿泊させることは出来なかつた。若しそれ以上宿泊させる時は主人が客の行ふ犯罪に對して共同責任を市に對して負はなければならなかつた。古サクソン法の Frank-pledge に類似のものである。その外種々なる規定に依つて出来るだけそれ等他國人に依つて都市の平和が亂されないやうにした。一々の規定はこゝには省略する。Hostelers は飲物や食物をその客以外に賣ることを禁じられてゐた。各區の取締(Peetel)と巡查とはこの規則が實行されてゐるか如何かを調べるために臨檢する義務があつた。唯 Hostelers は泊客に賣るためには、小賣商その他の者が販賣のために醸酒家から強麥酒の購入を禁じられてゐた時でも購入することが出来た。然しこれを造ることもパンを焼くことも禁じられてゐた。一日の宿泊料は Henry IV. の時一片であつた。

九

次に飲料に關する事項に移らう。この時代の普通の飲料に就いて二つの注意すべき事柄がある。一つは牛乳に關して Liber Albus 中に何の記載もないこと。今一つは酪酏に關する記事も同じく現れてゐないことである。牛乳は恐らく當時飲用されてゐたとしても極めて僅かであつたらう。酒に關しては恐らく暴行に及ばなければ當局の干渉するところとならなかつたのであらう。又當時の麥酒が一般に薄く、さらに造る傍から飲んだ事實も恐らく飲んだくれを少なくしたことと思ふ。當時葡萄酒は餘り高價でなく麥酒の二倍ぐらゐであつた。勿論品質はよくなく、よいものでも今日の vin ordinaire 程度であつた。醸造家は餘り品のよい職業とは認められず、少くとも第十五世紀頃に至るまで主として婦人の仕事であつた。當時 Fleet Street はこれ等の女醸造家で充滿してゐて、直接公衆に小賣してゐた。麥酒の酒場と葡萄酒の酒場とは嚴重に區別されてゐたらしい。

麥酒醸造を終ると直ちにその區の Ale-conner に持參して試みてもらう。若し條令に規定されたものより品質が劣つてゐた場合に Ale-conner は年寄の同意を得て低い價格を附し、それ以上に賣ることを嚴禁する。條令違反者は罰金、禁錮、足架の刑に處せらるゝこともあつた。瓶や樽の分量は検査され年寄の封を必要とする。その價格も條令に依つて規定されてゐたが心ずしも一定してゐなかつた。初期にあつては一 gallon が四分の三片であつた。その他酒場に關する規定は省略する。sweet wine を稱せらるゝものは普通酒を賣る家では扱ふことが出来なかつた。Liber Albus に現れる sweet wine 中々 Malvesie 今日 Malinsey で希臘酒であるが、Richard II. の時一 gallon 十六片であつた。Venage (Vernaccia) は Tuscan 酒で二志、Crete 酒は一志、Provence 酒も同値であつた。序でに下等品の價格を記して比較に供すると八片、六片、最下は三片であつた。以上の如き輸入酒を埠頭から積荷して諸所に運搬する者を Wyndrawer と云ふ。市城壁内では大樽は最高十片、小樽(Pipe)は八片と法律に依つて定められ、近い場所は勿論それ以下であつた。

一〇

食料品に關しては極めて多くの記事がある。先づパンに就いて述べよう。市内で消費されるパンは一部市内、一部多少遠隔の地から供給されてゐた。市外に於いて本書に記載されてゐるのは Essex

Stratford 同くその附近の Bremele (今日の Bromley) Stevenheth (Stepney) St. Albans, 及び Paddington も加ふべきであらう。然し當時外界から目新しいパンの流入は嚴禁され、殊に South-wark のものも、同地方の他のものと同様ある偏見の下に禁せられてゐた。當時パンの價格は大略一定されてゐて、Edward I. の時二又は四塊 (loaves) が一片で製造され、一つが三又は五 farthings で賣られ、何人もそれ以上に賣つてはならなかつた。すべてのパン焼は市内に住居しその製せるパンには封をなし、白パンか黒パンかを明記しなければならなかつた。各區の年寄が検査したが、それでも狡猾なパン屋は奸策を弄したことも少なくない。パンの販賣は唯市場に於いてのみ賣られ、製造所及びその他の秘密の場所で賣ることは嚴禁されてゐた。Edward I. の條令には「市内に於ける王の市場」とあるから、恐らく東部の Eastcheap から西部の Friars Minor の僧院に至るまでのすべての市場を指したのであらう。然し同時代に Cornhill 及び Cheap 又は Westcheap (今日の Cheapside) で賣られた品物の中にパンがあつた。始終ではなかつたかも知れないが、折々日曜日でも肉屋とパン屋と同様にパンを賣つてゐた。各パン焼はそれぞれ一定の市場が割宛てられてゐた。次ぎに注意すべきものは門毎にパンを賣りに歩く女 (Regraters) である。これ等の小賣の利益は彼等がパン焼から十二の價格で十三を買ふ特權から生ずるのであつた。これ等の女とパン焼とに關して種々なる細目の規定があつた。然し一々述ぶる必要もあるまい。

市内のパン焼は乾草、藁、切株、蘆等で竈を焚付けてはならなかつた。ある時には又パン焼は下僕に粉を磨り、捏粉を捏ねることを年二回教へ込むことが命せられ、捏ねる際に泉の水を使用すべからず、市中で劔又は棒切を以つて喧嘩すべからず、小麦一 bushel の價格で粉一 quarter を賣却すべし等が命せられてゐた。

パン焼に對する禁令も亦その外に少なくない。小賣の目的で穀物を購入すること、夜明前に穀物購入のために船に乗ること、隣家の下僕を誘惑すること、主人の許可なくしてその家を去りし他のパン焼の下僕を雇ふこと、他に負債あることを知れる regraters に信用貸をすること、動産四十志以上及びその善き行動に對する保證なくしてある職業に従事すること等が禁せられてゐた。又家主に對してパン製造より得る利益を分配する約束で家を借りたり、穀物を供給する約束等をしてはならなかつた。

パン焼に對する刑罰は一時甚だしい罰金を取立てゝゐたが、Edward I. の時パン焼、酒造の女には罰金の代りに體罰が課せられてゐた。又製造所は一定の検査官に依つてそのパンの品質重量等が標準通りであるか如何か、并びにその他のことを検査されなければならなかつた。

穀物、麥麴、鹽の水路倫敦に齎されたものは Billingsgate 及び Queen Hythe に卸市場があつた。Edward III. 及び Richard II. の時これ等の埠頭に齎された商品はある時は三日間公衆に販賣した後、商賣人が購入し得と規定し、又他の時は一日だけ一般に販賣するのみであつた。Edward II. の時 Queen Hythe に著いた外國人又は自由民ならざる者の商品は St. Paul's の朝六時の鐘が鳴らなれば賣ることが出来なかつた。Richard II. の時 Queen Hythe, Gracchirche (今日の Gracechurch), Billingsgate の穀物市場でも鐘を鳴らして開始を知らせたやうである。又 Smithfield でも Edward I.

及びその後繼者の時代に穀物と麥麪とが賣られてゐた。然るに次ぎの二代の間屢々次ぎの如きことが規定された。東部即ち Cambridge, Bedford, Huntingdon の諸州及び Ware から車又は馬で齎される穀物及び麥麪は Graschirche の廣場で、西部即ち Barnet からの如きものは Newgate の Friars Mirors 前の廣場にて賣らるべきであつた。この廣場は十分に袋ごと置くことが出来たから見本賣を許さなかつた。又 Essex の Stratford は明かに倫敦に對する穀物や穀粉の大供給地であつた。Edward III. の時に一週に數回倫敦に車で運び、通路税 (Passage) として一週三片を拂つてゐた。

穀物賣買業者に對しても種々なる規定がある。穀物販賣人は見本賣を禁ず、又公の場所以外に置くべからず。穀物、魚類又は家禽の行商人は夜明前にそれ等を購入すべからず。良穀に惡穀を混じて人を欺くべからず。何人も中間代理の購入をなし、その差益を得ることを禁ず。市の自由民、穀物の行商人は Graschirche 及び Newgate の他國商人の間に混入すべからず。必ず各階級別に立つべし。小賣商は市日以外に再び賣却するために穀物又は麥麪を購入すべからず。これ等のものが大體注意に價する主なるものであらう。

穀物を磨く製粉場 (mills) を有する権利 (Multure) は倫敦市内のある Stocks ③ 又は特別の立法權を有する貴族が所有してゐたやうである。④ 各製粉機は一頭の馬で運轉されてゐた。

(註一) “Because the Bakers of Southwark are not amenable to the justice of the City.” 然しこれは原因の一つに過ぎなかつたらう。

(註二) これ今日でも “A baker's dozen.” の熟語ある所以である。

(註三) Soke は地方的立法權の一種である。委しくは他日説明の機會があらう。

(註四) ①の點に就いては少く疑はしい。市長や年寄が millers を不正直の故を以て罰することが出来たらしい。

11

次ぎに魚類に關する事項を見ると、當時に於いては魚屋の方が肉屋よりも當局からより以上に注意されてゐたやうである。その理由の一つは魚類の方が安價であつたこと、又一つは羅馬派教會の嚴格なる規定遵守に依つて、一般に中流以下では肉類より魚類を多く消費したからであらう。Stocks Market の覆 (domus) のある店で魚の日には魚屋が、肉の日には肉屋がそれぞれ販賣してゐた。Wool-church-Haw にもつたと云はれる魚店も Stocks Market の同一物か又は近接してゐたものであらう。Henry III. の時魚に對する關稅は London Bridge 又はその近隣にあつた “Ostergate” に於いて取立てられた。然しその主要なる陸揚場はやはり Queen Hythe や Billingsgate ⑤、Billingsgate は the Norman Conquest 以前 Ethelstan 及び Ethelred II. の頃、即ち當時から約三世紀も以前にすでに魚類の陸揚埠頭があつたが、當時は Queen Hythe の方が多量に陸揚をしてゐたらしい。Stocks Market 以外に魚の小賣市場は Old Fish Street の St. Margaret's Church 内 Bridge Street の St. Mary Magdalen's 内 Cheap 又は Westcheap に存してゐた。魚類の行商人を Birlsters と呼び、一般に市中行商を許されてはゐたが、一定所に設備を設けたり立留まることは禁せられてゐた。魚類は主として水路倫敦に齎されてゐたが、時に馬又は車で運ばれたこともある。例へば鱈、鯉、鰻、鮭、鱒の類である。これ等は恐らく Thames の下流で陸揚げしそれから運ばれたものであらう。

鮭に就いては大部分蘇蘭から Cinque Ports の人々に依つて輸入されてゐたと云はれてゐる。殆どすべての種類の魚類に就いてそれぞれに特有の規定を有してゐたやうである。一々擧げるのは煩雜であるから一例に止めると、小鱈(sprat)が船で齎された時には當局の命令に依つて大部分 tandel 又は半 tandel で卸賣すべきであつた。tandel がどの位の分量であつたか不明であるが、何れにしても船主の勝手には出来なかつたのである。

種々様々の規定の中主要なるものを擧げると、魚屋が顧客に多量の魚を賣る時は籠(basket)を以つて容物とし、その大きさは燕麥一 bushel を容るゝに足るものたるべく、萬一不完全のものを發見した時は公の市場にて燒棄すべしと規定されてゐる。又各籠には同一種の魚のみを容れ、又籠に色付けする(dober)——換言すれば良魚を上と下等魚を下に入れることは嚴禁されてゐた。夜間水路到着した魚類は日出まで船から移してはならず、唯雨天の際は特に埠頭に荷揚げをし適法の販賣時まで巡邏(Sergeant of the street)に監視させてもよいことになつてゐた。鯡、鯖、その他車で運ばれた魚類は正午前に賣ることは出来なかつた。陸路籠で齎された魚を魚屋が買つた場合には店内に持込まずに、店先に陳列して客に示すべきであつた。但し貯藏庫を有する自由民の場合には例外で翌日市場で賣却してもよかつた。

すでに述べたやうに魚類は時々下流で陸揚げされたが、市の商人は屢々先に買占めることを禁じられてゐたし、彼等自身の魚でも市外にある場合、國王の賄方が購求した後でなければ他に販賣するために出掛けることは出来なかつた。又他の時期には魚屋は「善良なる市民(good people)」が必

要なものを購求した後でなければ倫敦市に齎された魚類を買ふべからずと規定してゐる。次ぎのやうな種々なる規定が當時同じやうな精神から屢々發布されてゐる。即船の繫留されざる以前に魚を販賣すべからず。倫敦市民は船で商人と同値にて魚類を購入し得。魚屋は London Bridge の Chapel 又は Church of St. Martin の彌撒の鐘が鳴る時(黎明)より以後に魚類を、又日出後に鹽魚を購入すべし。(但しこの最後の條項は他國人の干與せるものゝみを指し、市民は鮮魚と同様に賣ることが出来たらしい。)市の自由民は魚屋の店で彼等の一員となつてその商品を販賣することを得。徒弟は魚を買ふ目的にて船に入ることを得ず。又運搬人も呼ばれたるに非ずんば同様に入込み得ず等その他種々規定された。

St. Alban's の Abbot は直接漁夫から魚を購求する權利を有してゐた。それに對して市場の Bailiff が取りに来るか又は人を寄越せば一年に一 mark の料金を拂つた。Edward I. の時の魚類の價格は鯡一千匹で六志、最上の干鱈が一片半、鱈が六片であつた。

二二

次ぎに肉類であるが、すでに述べたやうに當時倫敦市内に於いて肉類の消費高は魚類よりも遙かに少なかつた。大家畜市場は Smithfield (Smooth field)であつて Campus 即ち廣場と呼ばれてゐた。屢々清潔にすべしとの法令があつたところを見るにかなり不潔であつたらしい。最も多く豚に關する記事があるのは豚肉の需要が最も大であつたからであらう。Edward III. の時小羊は倫敦塔附近の St. Botolph の埠頭に水路齎されてゐたと記されてゐる。肉の市場は Newgate の近く St. Nicholas

の肉市場(Fresh-Shambles)が開かれ、Le Stokes として知られ、前述した Stock Market はこの後身である。肉の市場も時には日曜日に開かれたこともあつた。Richard II. の時すべての肉屋は日没に店を閉じ、蠟燭の光で肉を賣るべからずと規定されたが、これは他の商賣にも同様に適用された規定であつたらしい。同じ際に何人も小羊を買ひに市外に出ることを禁せられ、他方又六片以上に賣ることを許さなかつた。

Edward III. の時 St. Nicholas の市場で腐肉類は一定の場所に埋めるやうに令し、さらに同王の後期には市場の腐肉、塵埃の類を Thames 河に投ずるために運搬することを禁じ、又大きな家畜類の市内に於ける撲殺を禁ずる旨が布告された。

Edward I. の時他國の肉屋は晝(none)までは小賣をなし、St. Paul's の晚禱の鐘がなるまで卸賣をなすことが出来るが、それまでに賣り盡さなければならなかつた。何故ならば鹽漬にし又は貯藏するために運搬することは禁せられ、これを犯すものはそれ等を沒收されたからである。Edward III. の時に閉店の時間が延長されて St. Martin's le Grand の Curfew (暮鐘、午後八時頃)まで許された。その外一般肉屋に關して次ぎの如き規定があつた。彼等は皮革又は羊毛を夜の明け終る又は朝の六時まで賣つてはならなかつた。(上述の肉屋はすべて butcher の譯語故屠殺も彼等の仕事であつたことを記憶して欲しい。)獸類の生きてゐる間は羊毛を賣つてはならず、又屢々規定されたことは脂類を海外輸出の目的には賣却してはならないことであつた。恐らく蠟燭製造に必要であつたためであらう。

肉類の價格は公に規定されてゐた。Edward I. の時最上の牝牛は體全部で十三志四片、最上の牝牛は十志、最上の豚は四志、最上の羊は二志であつた。これ等の價格はそれぞれ公に測定されてゐた。

一三

鳥屋(Poulterer)に關しても自由民と他國人又は非自由民との間には嚴然たる區別が存してゐた。自由な鳥屋は Cornhill の St. Michael's Church の西側に店を開くやうに命せられてゐた。この方面に事實彼等の家が多數存してゐたのである。彼等は又 Cornhill の Tun から東部へは全然賣ることを禁せられてゐた。この法令は東部から倫敦に來る自由民の鳥屋にも適用されたやうである。他方 Newgate 及び Aldersgate(Aldrichesgate)から來る北部及び西部の鳥屋は St. Nicholas の肉屋の店の近くに開くことを命せられてゐた。他國人の鳥屋は Leadenhall の四辻で賣ることに定まつてゐた。この所を "Corner", "Carfeux", "crossway", "four-faces" of Leadenhall 等と呼んでゐた。然しこれは東部から來る者のためらしく Newgate や Aldersgate から來る者は Newgate にある前述の Friars Minors 前の廣場を宛てゝゐた。

市内に住んでゐた自由な鳥屋は貴族及び良民が「彼等の必要とする食料品」を買ひ終る朝の九時の以前に、彼等自身は勿論、その妻又は下僕も他國の鳥屋から公然にも秘密にも購入することを禁せられてゐた。然しある時には夜明け時以前と改められたこともある。當時實際の習慣として王貴族、大家の下僕や賄方が夜中から朝(午前六時)までの間に買出しをしたのであつた。それから後小

賣商人、行商人、下流の人々が市場で購入することが出来たのである。一例として Edward I. の布告がある。

他國の商人に對しては多くの制限があつたが、一般に對しても殊に不良な鳥や腐敗した鳥を賣ることは嚴禁され、之に反する者は枷を科せられ、品物は足下で燻棄することになつてゐた。鳥屋と云つてもその販賣する品物は兎、獵鳥、卵及び家禽類であつた。卵は籠に入れ人の背に負はれて、家禽類は馬に載せて運ばれた。家禽類の價格は市長に依つて時々評價され、適宜に發布された。Edward I. の時最上の牝雞は三片、最上の家兎は皮共に五片、皮なしなら四片、雞卵百個に就いて八片、(百個買は百二十個となる。) 鷓鴣は三片、Plover (千鳥の類) は二片、雲雀は八羽で一片であつた。それより少し後の時代に次ぎの如き値段附を發見する。即ち最上の白鳥の兒は四片、鶯は六片、去勢雞六片、牝雞六片、雞二片、眞鴨三片、家鴨二片半、^{コガモ}鴨二片、鵝一片、山鵝三片、鷓鴣四片、Plover 三片、雉十二片、curlew (鵞の一種) 六片、蒼鶯十六片、白鶯十八片、Purcell (不明) 六片、bitern (あんかのごゑ) 十八片、Brewer 十八片、雲雀四羽一片、鳩十二羽八片、鵝十二羽六片、鶯十二羽一片等である。前者と比較して價格の騰貴せるは注意すべきことであらう。

(註一) 朝九時は "neof de la clokke sore" であるが Charlemagne の時代午前三時を始めて時を算したから九時は正午である。clokke 云ふも單に時を示す鐘の鳴ることを示すに過ぎない。即ち none 又は noon に外ならない。
(註二) no poulerer, fishmonger, or regaler, shall buy any kind of victuals for resale until prime has been rung out (personae) at Saint Paul's "so that the buyers for the king and great lords of the land, and the good people of the City, may make good their purchases, so far as they shall need."

(註三) 上の名稱は一六〇五年の Archaeologia Vol. xiii, p. 33r にある由。その後名稱は全く知られず恐らく bitern の一種ならん云ふ。

一四

その他の食料品中外國から輸入されたものも少なくない。Henry III. の時胡椒、砂糖、蒔蘿(cumin) 巴旦杏、生姜、無花果、乾葡萄、肉桂 大茴香、なつめ、栗、オリヅ油、米、丁香、肉苳蔻、蕃紅花、糖菓 堅果、胡桃、じんじやばん等が見えるが、最後の二種は佛蘭西とフランダースから輸入されたらしい。小麦及び大青も、又後にはバターやラードも輸入されてゐた。玉葱や蒟蒻 Picardy の Amiens, Corby, Nesle の商人に依つて齎されたと云ふ記事がある。英蘭産の果實と云ふのは甚だ少なく、林檎と梨ぐらゐで車や馬で運ばれ、その外胡桃も車で市場に齎された。玉葱、蒟蒻の外に記されてある野菜は韭で四旬齋に多く食用に供されたので盛んに車で市場に運ばれ、小束 (feselete) にして賣られた。豌豆や蠶豆も記されてゐるが頗る粗悪なものであつて馬パン(horsebread) を作る材料とされてゐた。チーズは近隣の村落から齎されたと云はれてゐるが、又獨逸ハンザの商人に依つて輸入されてゐた。バターは恐らく倫敦では當時殆ど使用されなかつたらしい。Richard II. の時の命令に依れば液體の量目で計るところを見れば薄いきまのものがあつたらしい。鹽は大一部分 Cinque Ports の人々に依つて輸入されてゐた。これ等の南部の諸港の鹽田は當時相當大きく又廣かつたものらしい。鹽の重なる荷揚場は Queen Hythe の鹽の埠頭(Salt-Wharf)であつた。この量目検査官(Master-meters)が助手と共に測定の任に當つた。穀類も同じく Queen Hythe に於て

Graschirche は主要なる小賣市場の一つであつて、鳥類のみならず穀物、麥麴、チーズ、その他の品物も販賣されてゐた。日常必需品であるチーズ、韭、玉葱、胡、その他の品は Cheap や Cornhill の市場でも販賣されてゐた。Edward の古代の市場に就ては極めて稀に記事があるに過ぎない。鍋、桶、財櫃、箱類の如き鐵又は木製品は主として Cornhill の市場で賣られてゐた。實際に Edward II. の時には唯一の市場であり、他の時代でも市日に於いてはこゝだけで販賣されてゐた。賣手は通行人の妨げにならないやうに溝と溝との間に立つやうに命せられ、通行人を困らせるやうなことがあるとその邪魔になる商品は没收された。Cornhill はすでに述べたやうに薪炭の市場であり、市内ではこれ等の賣品を積んだ車を置き販賣し得る唯一の場所であつた。然し薪に就いては Cripple-gate も市場であつたやうである。石炭は Fleet 河の岸 Seacoal Lane 附近で小賣されてゐて、Liber Albus にも Secollane として屢々引用されてゐる。

Edward III. の時代には雜貨商(Pepperers 又は Grocers)は Soper's Lane 今日の Queen Street に住んでゐた。又同じ方面で Friday Street の路次に皮革の唯一の市が立つてゐた。弓を賣る主要なる市場は Cornhill にあつたやうであるが、その他の商品に就いては別のところで述べよう。

一五

粗雑なる毛織物はかなり後まで市内に於いて織られてゐたが、主なる織物は多く輸入されてゐた。(註) Henry III. の時、又その後にも羊毛が西班牙から輸入されてゐたことは注意すべきである。

Edward III. の時織織物 "cloth of ray" は Brabant や Flanders 々から到來した。機織は市内及び郊外 (its liberties and Portsoken) で相當に行はれてゐたやうである。市内に住む織匠は他の場所で働くことを許されなかつた Southwark で作られて反物を賣ることは嚴重に禁じられてゐた。Edward III. の時外國の織匠が多數渡航して來たが、主として Flanders や Brabant 々からであつた。市當局者は兩者が衝突することを恐れて布告を出し、市内に於いて雇入口を欲する Flanders の織匠は St. Laurence Pountney の寺内に、Brabant の織匠は St. Mary Mountenhaut の寺内に赴くやうに命じてゐる。羊毛及び反物の大市場は Woolchurch-Haw に開かれたが、かの Stocks Market の近くで、時にはそれと一緒にあつてゐた。輸入品は fardels や trusses(trussels)で——何れも一定量の包装——齎され、王の羊毛品検査官(Arlinger)の検査が濟まない間は呉服商は包を解くことが出来なかつた。縮絨しない手製の織物は賣ることを許されず、これを検査するのは剪工(Shearman)の義務で、若しその手を通じながらそのまゝ賣られたならば、その剪工には怠慢の罪に依つて剪刀を取上げられた。Edward III. の時リンネル織やすつくが外國人から自由民に賣渡される以前に市の代理人(Deputy)に依つて測定さるべしと云ふ命令が發せられた。

當時毛織物を黒く染める唯一の材料として大靑(Isatis tinctoria)が使用されてゐたので、極めて多量に輸入され、それ等がすでに述べたる如く Picardy の諸都市から齎されてゐた。そこでこれ等の都市の市民は倫敦市民との契約に依つて市内にそれ等の倉庫を有する等の種々なる特權を獲得してゐた。Edward III. の初期にも Amiens の商人が輸入してゐるが、獨逸ハンザ及び Normandy の商

人もこれに従事してゐた。然し大青を以つて頭巾や *cap* を染めることは禁じられてゐた。

仕立職(*tailors*)は男女の衣服何れも仕立てゝゐた。その仕立賃も法令を以つて定められて、Edward III. の時絹で飾られて上著(*robe*)は十八片、絲及び硬布で飾つた男の上著は十四片、外套と頭布(*coat and hood*)は十片、絹等を附けた婦人の長衣は二志六片、袖の附替は四片と規定されてゐた。

毛皮の使用は屢々記載されてゐるが、多く輸入されてゐた。これ等の毛皮の使用や仕立方に就いても煩雜と思はれるほどの規定が存してゐるが、こゝでは省略する。

靴類の價格に就いては Edward III. の中頃に次ぎのやうな規定がある。西班牙革で作られた短靴一足六片、牡牛の革なら五片で、長靴は前者が三志六片、後者は三志であつた。この短靴と長靴との價格の甚だしい相違から見ると、長靴はかなり精巧なものであつたらうが、短靴と云ふのはスリッパの上等な程度ではなかつたかと思はれる。手袋を製作する者は *Gaunters* 又は *Cirofearii* と呼ばれたが、*Cordwainer* (靴屋)も時に製したこともある。上記と同じ時代に羊皮の手袋は一片半、最上のもので二片であつた。頭に被るものとして *Cappers* と呼ばれるものが初期の輸入品の中にある。恐ろしい羊毛を材料として作つたものであらう。その外に *hattes* 及び *hures* と呼ばれるものがある。前者は一般に優良品を指し、後者は動物の毛しやもしやした(*hure*)頭から來た名稱で、多く船乗階級の者が使用したのであらう。これ等の多くの被物製造者を *Cappers*, *Hatters*, *Hurers* と呼んでゐた。その他半ズボン(*Braels* 又は *Breeches*)帶(*Belt* 又は *Girdle*)以下種々なる雜貨に關しても種々なる法令が存してゐた。

これ等の衣類の古物を取扱ふ今日の古著屋 (*Old-clothes-men*) に相應する職業として *Frippers* (*Pheliparii*) と呼ばれる者があつた。これ等の古著商が *London Bridge* に於いて市場を開くことを再三禁止されてゐたことは前述の如くであるが、彼等はその外にも *Cheap*, *Soper's Lane*, *Cornhill* 等に夜店(*Evening-pynges*)を開いてゐた。その閉鎖時間は法定されてゐた。ある時にはこれ等の夜店が *St. Paul's* の暮鐘(夜八時)又は *St. Thomas of Acon* の晚禱(午後四時)以後開くことを禁止された。さらに甚だしきは正午に終るやうに命せられたこともある。かく *Evening-pynges* の名に添はなくなつたのも例の衣服商等の嫉妬に依るものであらう。

勿論東西南洋共に同じやうにこれ等の古著商は餘り正直ではなかつたやうである。そのために種々なる禁令が出てゐるが、古著を新しうに見せかけて新しいものとして賣つたり、古著に附いてゐた毛皮や羊毛を取離して別に賣つたりすること等も嚴禁されてゐた。又古著の賣買に従事する者は何人も新しいものゝ取引に従事することを許されなかつた。

(註) Edward III. の時に輸入織物として次ぎの如きものが擧つてゐる。"Mercery (under which name, perhaps, a certain class of articles is meant), wadmal (a coarse woollen stuff), lake or fine linnen, canvas, woven linnen, fustian, felt, lymere or lormerie, pile, kersey (coars), hapertas or haberdasherie, raw (crewel?) texture (crute texture) of Limoges, parmentrye (probably a kind of tailors' cloth), shalloons, cloth of silk and cloth of Rheims (*Drapes du Reyns*)." 一六

最後に商業、即ち輸出入に關して總轄して述べよう。大陸から輸入された食料品に就いてはす

に述べたが、一括すれば種々なる外國の毛皮、柔革、西班牙から羊毛と栗鼠の皮、Brabant の Flanders の編織物、Limoges の織物、Rheims の織物、佛蘭西、西班牙、伊太利、希臘の酒、普魯西の干魚、蘇蘭の鮭、Amiens, Corby, Nesle 等の玉葱と胡椒、Picardy, Normandy, Hanse Merchant の大青等であつた。その他 Henry III. の時、三から四 hundredweight ほどの相當する Kark 又は Karke で輸入された品物に次ぎの如きものがある。即ち Brasil の水銀、辰砂、硝子、葦澄果 (cubeb) 漆の類 (shumac, 硫黄、象牙、乳香、雄黄、テレピン、棉花、鯨骨等である。蠟、銅、錫、argoil (粗酒石) 及び sryso-vere (灰色製) と呼ばれる、毛皮等が「獨逸の商人」に依つて輸入されたと云はれてゐる。その他倫敦港に齎される他の品物では陶土、Weynscotte (壁板) と呼ばれる板 及び Rygholt と呼ばれる板、その意味は Riga の材木) 等であつて、この後の二つのものは多量にハンザ商人に依つて輸入されてゐた。Edward III. の時にハンザの商人は板、餅、チーズ、馬を齎らしたと記してある。彼等は又穀物と大青を輸入したが、前者に就いて彼等は四十日間貯藏する特權を有し、又それ等を貯藏するために倫敦に於ける彼等自身の年寄に監督される倉庫と穀物倉を有してゐた。ハンザ又は "Teutonic" 商人の Guildhall 通稱 "Steel-yard" に就いては一、二の記事があるのみで、その他には Edward I. の時倫敦市民との間に City Gate の一つである Bishoppsgate の修復に關する契約が載せてある。

フランダースの船舶 (escouts, scuts) は小麦と薪とを輸入し Amiens, Nesle の商人は大青、玉葱、胡椒の外に酒、小麦、果實、樹皮等を齎らし、恐らく馬と餅とも商つてゐたやうである。その外輸入される品物として羽毛、亞麻、バター、脂、ラッド等が擧げてある。他方輸出品としては Edward III. の時に穀物、羊毛、皮革、羊毛革 (woolfell) 梳蓊、バター、茜草、大青、漂布土等であるが、それ等のあるものは時々輸出を禁止されたことがあつた。

外國商人に對しては嚴重な禁令が設けられてゐた。例へば倫敦市内にて再賣の目的にて他の外國人から購入するを得ず、又外國商人は卸賣するを得ずの等である。他方外國商人の便宜を計つたこともなくはない。例へば Edward I. の時に外國商人が原告又は被告の場合には不必要に永く日數の掛かることを避け得るやうに執行官 (Sheriffs) をして毎日法廷 (Courts for Pleas) を開かしてゐる。然しずつと以前にすでに市長、年寄、執行官が一定の Court of Husting を待てない他國商人等のために毎日 Piepoudie Court を開いてゐる。

然し他方外國商人にして特權を享有してゐるものも少なくなかつた。即ちハンザ商人、Amiens, Corby, Nesle の商人、Cologne 商人團等である。Cologne 商人團の Guildhall に關する記事が Liber Albus に現れてゐるが Macpherson はこれをハンザ商人のそれと同一のものであると云つてゐる。然し本書の中には明かに兩者は別個のものとしてゐる。勿論後には Cologne の組合はハンザ同盟に合併されてしまつたのであらう。

Liber Albus の第四卷に現れてゐる多少ともこの國と商取引をしてゐる國は次ぎの如くである。Lorraine, Louvain, Perugia, Lucca, Lombardy, Tuscany, Spain, Portugal, Catalonia, Navarre, Provence, Aquitaine, Quercy, Gascony, Bourdeaux, Genoa, 及び Frescobaldi と Moroki 等の伊太利豪商であ

る。又多くの英國都市や Douay, Malines, St. Omer の商人には特許狀に依つて自由が與へられ、Dublin, Cork の市民には割宛地が與へられた。

外國貿易とは關係はないが、倫敦市民は又時に遠隔の市場に商品を毎週齎らす習慣があつたことは注意すべき事項である。例へば Oxfordshire の Henley の如く、その地に家を借りて商品の貯藏所にしてゐた。それ等の商品に對しては國王及び州の特別税は免除されてゐた。

(註一) 若しこの意味が蘇木(Brazil-wood)をすれば、ブラジルの名稱は國名が樹名になつたのでなくして、樹名が國名になつたことになる。

(註二) 硫黄は伊太利から伊太利の量目 code 又は code で輸入されてゐた。

(註三) 英蘭は錫の産地である。然るに錫が輸入されたのは疑はしい。Riley は原文の Estein は tin であらうが、錫の合金であるかも知れなうなほつてゐる。

(註四) "A strange merchant may lodge where he pleases, but he shall not sell by retail; as, for instance, fustic-woods — he shall not sell less than twelve of them; and if he have pepper, cummin, ginger, alum, brasil, latten, or frankincense, he shall not sell less than 25 pounds thereof at a time. If he bring girdles, he shall not sell fewer than a thousand and twelve at a time; if cloths of silk, wool, or linen, he shall sell them whole; if he bring wax, he shall sell not less than a quarter. Foreign merchants also, shall not be allowed to by dyed cloth while wet, or to make dye, or to any work that belongs to the citizens: they shall not make a market in the City, nor shall they stay in the City more than forty days."

(註五) 倫敦の Mayor, Recorder, Sheriff (or Alderman) に依つて開かれる市の最高法廷である。

(註六) Piepoudre 或は Piepowder とは Dusty foot の意味である。この法廷を Fairs といふ限るのは誤りであらう。

(註七) Macpherson, D., Annals of Commerce. (1805) I. 383.

一七

以上 Liber Albus に現れた倫敦の經濟的方面を略説した。これ等の煩雜なる諸規則が實行されるためにはそれ相應の刑罰の規定を必要とする。同書に現れた刑罰に關する事項は甚だ多く一々擧げることには甚だ煩雜に過ぎるやうに思ふからこゝには省略する。然しすでに隨所に擧げた刑罰に關する記事でその大體を推測し得ることと思ふ。

之を要するに第十二、第十三世紀に於ける倫敦市民の生活は決して華かなものではなかつた。市民の所謂自由は決して今日吾人の云ふところの意味に於ける自由ではない。しかも倫敦は當時に於いても恐らく最も多くの自由を享樂せるところである。以つて思ひ半ばに過ぐるものがあらう。是等の煩雜なる規定は他方益々商人の間に悪手段を案出させる原因となつた。而してさらに是を嚴重に取締らんがために法を嚴にした。中世の暗黒面を明示するものはこゝに省略せる刑罰に關する部分である。然しこの紹介の一篇は中世倫敦の經濟生活を叙述し、英蘭中世都市研究の資料の一つとするにあつて、それ等の中世生活を論難せんとするのではないからすべて批判はこれを他日に譲る。

(一九二六年十一月十九日稿)